新

旧

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部改正

(期末手当)

第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し 、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議 会の解散により任期が終了した日現在)におい て議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその 月額に100分の20を乗じて得た額の合計額 に100分の235を乗じて得た額に、基準日 以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 略

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部改正

(期末手当)

第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し 、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議 会の解散により任期が終了した日現在)におい て議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその 月額に100分の20を乗じて得た額の合計額 に100分の232.5を乗じて得た額に、基 準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 略

第3条 白岡市長及び副市長の給与等に関する条例 の一部改正

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部改正

(期末手当)

第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 略

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部改正

(期末手当)

第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 略

第3条 白岡市長及び副市長の給与等に関する条例 の一部改正

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し 、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日 現在)において市長等が受けるべき給料の月額 及びその月額に100分の20を乗じて得た額 の合計額に100分の235を乗じて得た額に 、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第4条 白岡市長及び副市長の給与等に関する条例 の一部改正

(期末手当)

 $(1)\sim(4)$ 略

第6条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする

(1)~(4) 略

第5条 白岡市教育委員会教育長の給与等に関する 条例の一部改正

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し 、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は 死亡した日現在)において教育長が受けるべき 給料の月額及びその月額に100分の20を乗 じて得た額の合計額に100分の235を乗じ て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお (期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し 、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日 現在)において市長等が受けるべき給料の月額 及びその月額に100分の20を乗じて得た額 の合計額に100分の230を乗じて得た額に 、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

第4条 白岡市長及び副市長の給与等に関する条例 の一部改正

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し 、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日 現在)において市長等が受けるべき給料の月額 及びその月額に100分の20を乗じて得た額 の合計額に100分の235を乗じて得た額に 、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

第5条 白岡市教育委員会教育長の給与等に関する 条例の一部改正

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し 、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は 死亡した日現在)において教育長が受けるべき 給料の月額及びその月額に100分の20を乗 じて得た額の合計額に100分の230を乗じ て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。

(1)~(4) 略

第6条 白岡市教育委員会教育長の給与等に関する 条例の一部改正

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

けるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。

(1)~(4) 略

第6条 白岡市教育委員会教育長の給与等に関する 条例の一部改正

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略